

第 1 農 業 編

解 説 1

I 農林業経営体の部

この部は、令和2年2月1日現在で実施した「2020年農林業センサス農林業経営体調査」の集計結果のうち、農林業経営体に関する統計を市町村別に掲載した。

なお、「2020年農林業センサス農林業経営体調査」は、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備すると共に、我が国の農林業の生産構造及び就業構造等の実態を把握するための最も基本的な調査で、全ての農林業を営む経営体を調査対象として実施した。

調査方法は統計調査員が調査票を配布し、農林業経営体等による自計申告の方法で行った。

II 農業経営体の部

この部は、令和2年2月1日現在で実施した「2020年農林業センサス農林業経営体調査」の集計結果のうち、農業経営体に関する統計を市町村別に掲載した。

III 集落営農の部

この部は、令和3年2月1日現在で実施した「集落営農実態調査」の結果から、主な項目を掲載した。

「集落営農実態調査」は集落営農組織のある市町村に対し、オンライン・メールにより全ての営農組織の実態について調査を行った。

用語の解説

農林業経営体の部

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
	(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
	(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、
	その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
	①露地野菜作付面積 15 a
	②施設野菜栽培面積 350 m ²
	③果樹栽培面積 10 a
	④露地花き栽培面積 10 a

	⑤施設花き栽培面積	250 m ²
	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
	⑧豚飼養頭数	15 頭
	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
	⑩ブロイラ一年間出荷羽数	1,000 羽
	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物 の総販売額50万円に相当する事業の規模
農業経営体	(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を適切に実施した者に限る。）	
林業経営体	(4) 農作業の受託の事業	
個人経営体	(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m ³ 以上の素材を生産した者に限る。）	
団体経営体 法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。	農林業経営体のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農事組合法人	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。	個人経営体以外の経営体をいう。
会社 株式会社	農事組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
合名・合資会社	次のいずれかに該当するものをいう。	次のいずれかに該当するものをいう。
	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合 同 会 社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相 互 会 社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各 種 団 体	農協（農業協同組合法に基づく農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等））、森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合、生産森林組合、森林組合連合会）、その他の各種団体（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体及び林業公社（第3セクター））をいう。
そ の 他 の 法 人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地 方 公 共 団 体	都道府県、市区町村。
財 産 区	地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
経 営 耕 地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
農 產 物 販 売 金 額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
販 売 目 的 の 作 物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。
青 色 申 告	また、販売目的で作付け（栽培）したものと、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。
正 規 の 簿 記	不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録に基づいて申告する制度をいう。
簡 易 簿 記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
現 金 主 義	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
有 機 農 業	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
	化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。
	また、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない

	で農業に取り組んでいる場合を含む。
農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。
データを取得して活用	気象、市況、土壤状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・記録して活用	「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壤診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものを作成して記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・分析して活用	「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壤水分・養分量、CO ₂ 濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病害の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
経営主	農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
役員・構成員	役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。 構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。 なお、役員会に出席するだけの者は含まない。
後継者	5年以内に農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
親族	経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。

親族以外の経営	農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。
内部の人材	
経営外部の人材	上記以外の者をいう。
5年以内に農業を 引き継がない	農業経営を開始又は農業経営を引き継いだ直後であり、5年以内に農業経営を引き継がないことをいう。
雇用者	農業（林業）経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
	農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。
常雇い	あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業（林業）経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。
	年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。
	農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。
臨時雇い	「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業（林業）経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。
	なお、農作業（林業作業）を委託した場合の労働は含まない。
	また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農業（林業）経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。
	農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。
農業経営体の部	
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。 ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
集落営農の部	
集落営農	<p>「集落」を単位として^{注1)}農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農をいう。</p> <p>注1) 集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合を含む。</p> <p>なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。</p> <p>また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。</p> <p>注2) 集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーター等の選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいづれかの事項について行う合意をいう。</p> <p>具体的には、次のいづれかに該当する取組を行っているものとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。 2 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。 3 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。 4 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画等により集落単位での土地利用、及び営農を行っている。 5 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。 6 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

農事組合法人

組織には含めないこととした。

1 農業用機械の所有のみを共同で行う取組

農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。

2 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組

集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うもの。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。

なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社を含む。

会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。

会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

農業協同組合法に基づく農事組合法人及び会社法に基づく会社以外の法人（NPO法人等）をいう。

法人格を有しない任意組織をいう。

令和元年度に実施された経営所得安定対策について、加入状況をみたものである。

市町村により決定された人・農地プランに、集落・地域における今後の中心となる経営体として位置付けられた場合が該当する。

経営耕地面積及び農作業受託面積を合計した面積をいう。

集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。

なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれに含む。

集落営農が農作業受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合を含む。

集落の農地全体を一つの農場とみなし、農業生産過程における全部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を実施している集落営農（農業生産過程のうち、防除等の一部作業を構成農家が個別に行う場合であっても、そのことに関する合意がされているものを含む。）をいう。

非法人

経営所得安定対策への加入状況

人・農地プランの中心経営体として位置づけられている

現況集積面積

経営耕地面積

農作業受託面積

集落内の営農を一括管理・運営している集落営農

集落営農の活動内容	集落営農による農産物又は農産加工品の生産及び販売活動をいう。
農産物等の生産・販売活動	集落営農による防除・収穫等の農作業受託、作付地の団地化など集落内の土地利用調整、農家の出役による共同の農作業（農業用機械を利用した農作業以外）又は機械の共同所有・共同利用をいう。
農産物等の生産・販売以外の活動	次の収支について、組織における経理の共同化の状況をみたものである。
経理の共同化の状況	耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代、保管料等についての収支をいう。
農業機械の利用・管理に係る収支	オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支をいう。
オペレーターなどの賃金等に係る収支	農業生産資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支をいう。
資材の購入に係る収支	生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支をいう。
生産物の出荷・販売に係る収支	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済掛金及び農業共済金についての収支をいう。
農業共済に係る収支	農業保険法に基づく保険料及び保険金についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。
農業経営収入保険に係る収支	上記「経理の共同化の状況」の5項目すべてを一括管理しているものをいう。
組織内の経理を一括管理している	